

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和12年3月31日まで)

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本免第307号
令和7年3月18日
宮城県警察本部長

運転免許試験実施要領の一部改正について（通達）

運転免許試験業務については、「運転免許試験実施要領の一部改正について（通達）」（令和6年10月30日付け宮本免第1136号）により実施しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴う所用の改正を行い、運転免許試験実施要領の一部を改正し、令和7年3月24日から施行することとしたので、事務処理上遺漏ないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要旨

- (1) 免許情報記録個人番号カード導入に伴い、運転免許試験受験時に関係する用語等を整理するもの。
- (2) 関係様式を改めるもの。

2 施行期日

令和7年3月24日

別添

運転免許試験実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）並びに宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程（平成15年宮城県公安委員会規程第1号）の規定に基づき、宮城県公安委員会の権限に属する運転免許試験等の事務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 自動車等
自動車及び一般原動機付自転車をいう。
- 2 試験
自動車等の運転免許試験をいう。
- 3 適性試験
自動車等の運転に必要な適性についての試験をいう。
- 4 学科試験
自動車等の運転に必要な知識についての試験をいう。
- 5 技能試験
自動車の運転に必要な技能についての試験をいう。
- 6 県免許センター
宮城県運転免許センターをいう。
- 7 石巻免許センター
宮城県警察石巻運転免許センターをいう。
- 8 古川免許センター
宮城県警察古川運転免許センターをいう。
- 9 仙南免許センター
宮城県警察仙南運転免許センターをいう。
- 10 各免許センター
前記6から9までの全てをいう。
- 11 指定教習所
宮城県公安委員会の指定を受けた自動車教習所をいう。
- 12 試験車
規則第24条第6項の規定及び別に定める運転免許技能試験実施基準に適合した技能試験に使用する車両をいう。
- 13 手数料
公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）で定める試験に関

する手数料をいう。

第3 試験官

1 試験官の種別及び職務

試験を行う者（以下「試験官」という。）の種別及び職務は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 主任試験官
試験全般の指揮監督に関すること。
- (2) 適性試験官
適性試験の実施に関すること。
- (3) 学科試験官
学科試験の実施に関すること。
- (4) 技能試験官
技能試験の実施に関すること。

2 試験官の指名

(1) 各免許センターの場合

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、必要に応じ次の基準により試験官を指名するものとする。

ア 主任試験官

県免許センターは課長補佐（試験担当）、各免許センター（県免許センターを除く。）は試験係長

イ 適性試験官及び学科試験官

交通部運転免許課に勤務する職員（以下「運転免許課員」という。）

ウ 技能試験官

運転免許課員のうち規則第24条第8項の規定により指定された職員

(2) 気仙沼警察署の場合

気仙沼警察署長は、交通課員の中から、主任試験官、適性試験官及び学科試験官を必要に応じて指名するものとする。

3 試験官の心構え

試験官は、試験を行う場所の秩序維持に努めるとともに、厳正公平な試験を行うものとする。

4 技能試験官の資格要件

別に定める運転免許技能試験実施基準の定めるところによる。

第4 試験の場所及び実施日

1 試験の場所

試験は、原則として各免許センター及び気仙沼警察署において行うものとする。ただし、必要がある場合は、出張による試験を行うことができる。

2 試験の実施日

試験の種別及び日程は、運転免許試験日割表（別表第1）のとおりとする。ただし、運転免許課長が適正な試験を実施することができないおそれがあると認められた場合は、試験を実施する日を別に指定することができる。

第5 運転免許の申請

1 運転免許申請書等の受理

- (1) 法第89条の規定による運転免許の申請等については、規則第17条第1項に規定する運転免許申請書等をそれぞれ補正したもの（以下「申請書」という。）を用いるものとする。
 - ア 運転免許（以下「免許」という。）を所持していない者の初めての免許を取得するための申請は、運転免許申請書（新規）（別記様式第1号）及び質問票（別記様式第2号）により行うものとする。
 - イ 現に免許を所持する者が所持しているもの以外の免許を取得するための申請は、運転免許申請書（併記）（別記様式第3号）及び質問票により行うものとする。
 - ウ 法第97条の2第1項第3号に規定する者が免許を再取得するための申請は、運転免許申請書（特別新規）（別記様式第4号）及び質問票により行うものとする。
 - エ 法第97条の2第1項第5号に規定する者が免許を再取得するための申請は、運転免許申請書（特定取消）（別記様式第5号）及び質問票により行うものとする。
 - オ 仮運転免許（以下「仮免許」という。）の申請をする者は、運転免許申請書（仮免許）（別記様式第6号）及び質問票により行うものとする。
 - カ 免許の条件の解除又は変更を行う者の申請は、限定解除審査申請書（別記様式第7号）により行うものとする。
 - キ 法第100条の2第1項に規定する再試験は、再試験受験申込書（別記様式第8号）によるものとする。
- (2) 学科試験及び技能試験が免除される者を除く免許を申請する者には、申請書のほか、規則第17条第2項、第18条及び第18条の2に規定する書類及び写真並びに受験票（成績証明書）（別記様式第9号。以下「受験票」という。）を提出させ、免許に関するデータが登録されていない者には、電算登録番号シールを受験票に貼付するものとする。
- (3) 適性試験に不合格となった者に対する技能試験は、行わないものとする。

2 申請の受理及び受験資格の確認

申請の受理並びに学科試験及び技能試験を受験する資格（以下「受験資格」という。）の確認は、次により行うものとする。

- (1) 申請の受理に当たっては、前記1-(2)の書類により、受験資格の有無を確認するものとする。
- (2) 申請書を受理したときは、免許の種別、学科試験及び技能試験ごとに当日受理した順番に一連の番号（以下「受験番号」という。）を付し、受験票にも同一の受験番号を付して学科試験又は技能試験を受験する者に交付するものとする。
- (3) 法第96条の2に規定する受験資格については、路上練習申告書（別記様式第10号）により確認するものとする。

- (4) 法第96条の3に規定する受験資格については、法第108条の2第1項第2号に規定する講習を終了したことを確認するものとする。
- (5) 法第100条の2第1項に規定する再試験は、規則第28条の3第1項の再試験通知書及び現に所持している運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「運転免許証等」という。）により確認すること。
- (6) 試験の一部に合格し、その日から6月以内に次回の試験を受けようとする者から申請を受理する場合は、規則第28条の運転免許試験成績証明書を提出させるものとする。ただし、本県において試験の一部に合格した者については、合格した事項を証明した受験票の提出をもってこれに代えることができる。
- (7) 法第89条第3項に規定する者の受験資格の確認は、規則第18条の2の3第5項の検査合格証明書を提出させるものとする。
- (8) 免除の事由が、法第97条の2第1項第3号に規定するやむを得ない理由によるものであるときは、免除の事由の有無について調査し、必要に応じ運転免許試験免除に関する調査書（別記様式第11号）を作成するものとする。
- (9) 法第97条の2第1項第5号に規定する者については、免許を取り消される直前に提出した質問票に虚偽の記載をしていた場合には、試験の一部免除の対象外となることから、当該質問票の記載状況を確認すること。この場合において、質問票が宮城県以外の公安委員会において保管されているときには、当該公安委員会に照会の上、記載状況を確認すること。また、令第34条の3第6項の規定に該当する者についても試験の一部免除の対象外となることから、違反歴や取消記録を確認すること。

3 手数料の徴収

手数料は、公安委員会関係手数料条例の規定に基づき徴収するものとする。

4 申請書の処理

学科試験及び技能試験を受験した者の申請書は、試験の結果に応じてそれぞれ合格者と不合格者とに区分し、次により処理するものとする。

- (1) 合格者の申請書には、「合格」スタンプ印（黒色）を表示し、照会番号順に整理し保管するものとする。
- (2) 不合格者の申請書には、「不合格」スタンプ印（朱色）を表示し、受験番号順に整理し保管するものとする。

5 書面による教示事項の交付

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づき、前記1-（1）-イ、ウ又はエの申請があった場合において、申請者が法第92条の2第1項の表備考1の3に規定する一般運転者又は同表備考1の4に規定する違反運転者等に該当するときは、教示事項（別記様式第12号）を交付するものとする。

第6 適性試験等

1 適性試験の実施

- (1) 適性試験は、規則第23条の規定に基づき、適性試験官が、申請書及び受験票に貼付された写真と適性試験を受験する者（以下「適性試験受験者」という。）を照合し、本人であることを確認の上、行うものとする。

- (2) 適性試験は、適性試験実施要領（別表第2）に基づき、採光、騒音防止等に配慮して行うものとする。また、合否の判定が困難な場合は、再度、試験を行うとともに、疑義のあるものは、運転免許課長に報告の上、指示を受け判定するものとする。
- (3) 適性試験受験者が、医師の診断書を提出した場合は、合否の判定の参考とすることができる。
- (4) 適性試験官は、適性試験の結果を申請書の適性試験欄及び適性試験結果欄の各項目に従って記載し、記名又は押印するものとする。

2 身体障害者等の受験相談

- (1) 身体に障害（聴力障害及び言語障害を含む。）がある者の適性試験及び当該者からの受験の相談（以下「受験相談」という。）については、次により行うものとする。

ア 適性試験及び受験相談は、各免許センター及び気仙沼警察署において行うものとする。ただし、技能試験官による判断を要するものは、県免許センターにおいて行うものとする。

イ 運動能力に障害がある者から受験相談があった場合は、運転適性診断申請書（運動能力）（別記様式第13号）を受理し、運転適性診断処理票（別記様式第14号）に基づき運動能力の状況（別記様式第15号）により審査し、その結果を運転適性診断申請書（運動能力）の下欄に記載してその者に交付するものとする。

ウ 聴力に障害がある者から受験相談があった場合は、運転適性診断申請書（聴力）（別記様式第16号）を受理し、運転適性診断処理票（聴力）（別記様式第17号）に基づき審査し、その結果を運転適性診断申請書（聴力）の下欄に記載してその者に交付するものとする。

エ 前記イ又はウに規定する申請書を受理した場合は、運動能力又は聴力ごとに運転適性診断実施簿（別記様式第18号）に登載するものとする。

- (2) 法第90条第1項第1号又は第2号に規定する一定の病気等にかかっている者からの運転適性相談は、質問票の1から5までの項目のいずれかに該当する旨を申告した場合に、その者に対し該当する項目に係る病状等についての個別聴取を行うものとする。

第7 学科試験

1 学科試験の問題の作成及び保管

- (1) 学科試験の問題の作成

学科試験の問題は、別に定める学科試験問題審議委員会の審議を経て作成するものとする。また、必要に応じて、外国語による学科試験の問題を作成するものとする。

- (2) 学科試験の問題の保管

学科試験の問題は、保秘の徹底を図り、運転免許課長又は気仙沼警察署長の指名する警部（相当職を含む。）以上の階級にある者が管理し、施錠設備のある場所に適正に保管するものとする。

2 学科試験の問題の指定

運転免許課長は、原則として学科試験の当日に、学科試験問題指定簿（別記様式第19号）により学科試験の問題を指定するものとする。

3 学科試験の問題数及び試験時間

- (1) 第一種免許（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く。）及び第二種免許の試験については、問題数は95問（イラスト問題5問を含む。）とし、試験時間は50分とする。
- (2) 小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の試験については、問題数は48問（イラスト問題2問を含む。）とし、試験時間は30分とする。
- (3) 仮免許の試験については、問題数は50問とし、試験時間は30分とする。

4 学科試験の実施

- (1) 学科試験官は、学科試験を受験する者（以下「学科試験受験者」という。）を学科試験室に案内して指定した席に着席させ、申請書又は受験票に貼付された写真と照合して、本人であることを確認するとともに、事前に次の事項について説明を行うものとする。

ア 不正行為の禁止

イ 問題用紙の取扱い

ウ 答案用紙の記載方法

エ 質問の方法

オ 試験の所要時間

カ 問題用紙及び答案用紙の提出並びに退場の方法

キ 採点結果の発表

ク その他必要事項

- (2) 学科試験官は、学科試験受験者100人に対して3人とし、学科試験受験者が50人を超えるごとに1人を増員するものとする。
- (3) 学科試験官は、随時学科試験室を巡回して、不正行為の防止に努めなければならない。

5 解答方法

学科試験受験者には、学科試験答案用紙（別記様式第20号）に解答を記入させて提出させるものとする。

6 採点及び結果の発表

- (1) 学科試験の合格基準は90パーセント以上の成績とし、採点は原則として答案用紙を電子計算機（以下「電算システム」という。）に読み込ませて行うものとする。
- (2) 運転免許課長及び気仙沼警察署長は、学科試験の結果を学科試験実施結果（別記様式第21号）により集計し、運転免許試験合格者名簿（別記様式第22号）と併せて確認し、合否の決定を行った後に合格発表を行うものとする。
- (3) 合格発表は、電光掲示板に表示して行うものとする。
- (4) 前記(1)から(3)までに規定する方法により難しいときは、運転免許課長又は気仙沼警察署長の指示する方法で行うものとする。

7 学科試験の実施日

運転免許課長は、学科試験を予約制により、指定日に実施することができる。
なお、気仙沼警察署は除く。

第8 技能試験

技能試験は、別に定める運転免許技能試験実施基準に定めるもののほか、次により行うものとする。

1 技能試験を実施する車両

技能試験は、試験車により行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、試験車以外の車両を持ち込む場合は、技能試験を受験する者（以下「技能試験受験者」という。）が試験車両持込申請書（別記様式第23号）を提出するものとする。

2 技能試験のコースの作成及び指定

- (1) 運転免許課長は、技能試験官に免許の種別ごとに別に定める運転免許技能試験実施基準に基づき、技能試験に用いるコースを作成させるものとする。
- (2) 運転免許課長は、試験当日に技能試験コース指定簿（別記様式第24号）により技能試験のコースを指定するものとする。

3 技能試験の実施

- (1) 技能試験官は、技能試験を行う前に技能試験受験者へ試験方法、技能試験のコース及び試験実施上の注意事項を説明するものとする。
- (2) 技能試験官は、厳正公平な試験を行うため、原則として当該技能試験受験者以外の技能試験受験者を同乗させて試験を行うものとする。ただし、二輪車又は大型特殊自動車と同乗させることができない場合は、この限りでない。

4 技能試験の採点及び結果の発表

- (1) 規則第24条第4項に規定する採点を行うため、技能試験官は、前記1の車両の助手席に同乗するものとする。ただし、乗車する設備がない車両については、正確に採点を実施することができる場所で行うものとする。
- (2) 技能試験の採点は、（場内）技能試験成績表（別記様式第25号）、（路上）技能試験成績表（別記様式第26号）又は（自二）技能試験成績表（別記様式第27号）により記入し、電算システムに読み込ませて行うものとする。
- (3) 合格発表は、運転免許課長が合否の決定を行った後、電光掲示板に表示して行うものとする。ただし、この方法により難しいときは、運転免許課長の指示する方法で行うものとする。

5 技能試験の実施日及び中止等

運転免許課長は、技能試験を予約制により指定日に実施することができる。また、天候不良等により適正な技能試験の実施が困難な場合は、技能試験を中止し受験日を再度指定して実施することができる。

第9 仮免許の試験

- 1 仮免許の試験に係る適性試験及び学科試験は、各免許センター及び気仙沼警察署において次のほか前記第6及び第7の規定により行うものとする。また、技能試験を伴う試験については、県免許センターにおいて前記第6、第7及び第8の

規定により行うものとする。

- (1) 運転免許課長は運転免許課員の中から、気仙沼警察署長は交通課員の中から仮免許事務取扱者を指定して行うものとする。
- (2) 仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）の作成は、次のとおりとする。
 - ア 運転免許申請書（仮免許）及び添付書類の確認をすること。
 - イ 仮免許証の番号は、12桁の番号を記載するものとし、2桁の公安委員会コード、4桁の交付年コード及び6桁の一連番号を付し、暦年ごとに更新するものとする。

なお、一連番号の1桁目の番号は、次の表のとおりとする。

免許センター等	1桁目の番号
県免許センター	1
古川免許センター	2
石巻免許センター	3
仙南免許センター	4
気仙沼警察署	5

- ウ 運転免許課長及び気仙沼警察署長は、合格者の運転免許申請書（仮免許）を仮免許台帳として編てつするものとする。
 - エ 写真には、宮城県警察公印規程（昭和34年宮城県警察本部訓令第10号）別表第1に規定する本部長圧印を刻印するものとする。
 - (3) 仮免許証に付与した番号は、仮運転免許証番号簿（別記様式第28号）に登載し、交付の状況を明確にしておくものとする。
 - (4) 仮運転免許証台紙は、仮運転免許証台紙受払簿（別記様式第29号）を作成し、管理するものとする。
 - (5) 合格した者に対する仮免許証の交付は、原則として即日交付とする。
- 2 指定教習所において行った仮免許の試験についての合否判定は、各免許センター及び気仙沼警察署で行うものとする。

第10 再試験

1 再試験の実施

再試験は、法第100条の2の規定に基づき、令第36条及び第37条の3に規定する基準に該当する者に対して、免許の種類ごとに次により行うものとする。

- (1) 再試験は、月曜日から金曜日まで（休日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する休日をいう。）を除く。以下同じ。）に、県免許センターで実施するものとする。
- (2) 学科試験の再試験（以下「学科再試験」という。）は、前記第7の規定により行うものとする。
- (3) 技能試験の再試験（以下「技能再試験」という。）は、前記第8の規定により行うものとする。
- (4) 技能再試験の採点基準は、別に定める運転免許技能試験実施基準により行うものとする。
- (5) 学科再試験及び技能再試験は、天候の激変、再試験の受験者の急病等、やむ

を得ない場合を除き、原則として同一の日に行うものとする。

- (6) 再試験は、学科再試験、技能再試験の順に行い、学科再試験の不合格者には、技能再試験を行わない。
- (7) 身体障害等の理由で車両の改造がなされ、その改造に係る条件を付されている免許を有する者に対する技能再試験については、原則として技能再試験の受験者が持ち込んだ車両を使用して行うものとする。

2 再試験の通知

- (1) 再試験の通知は、規則第28条の3の再試験通知書（以下「再試験通知書」という。）に再試番号を付して行うものとする。
- (2) 法第108条の2第1項第10号に規定する講習の受講後に、残る初心運転者期間に違反を犯して令第37条の3に規定する基準に達した者に対しては、初心運転者期間経過後に、免種別初心運転者再試験処理簿（別記様式第30号）が電算システムにより出力されるので、これを確認の上、通知するものとする。
- (3) 再試験通知書の再試験を行う理由欄の記載要領は、次の表によるものとする。

（令第36条に規定する基準による再試験の通知の場合）	
再試験を行う理由	違反事項（ 年 月 日）により、〇〇免許での免許取得後の合計点数が 点に達したため。 (道路交通法施行令第36条)
（令第37条の3に規定する基準による再試験の通知の場合）	
再試験を行う理由	違反事項（ 年 月 日）により、〇〇免許での初心運転者講習終了後の合計点数が 点に達したため。 (道路交通法施行令第37条の3)
注 〇〇には、普通、原付等の該当する免許の種類を記載する。	

- (4) 前記(1)の再試験通知書の発送は、配達証明郵便により行うものとし、当該再試験通知書の到達の状況について、郵便物等配達証明書により確認の上、再試験通知簿（別記様式第31号）に記載し、管理するものとする。

3 再試験の受験申請

- (1) 再試験の受験申請は、再試験の通知を受けた日の翌日から起算して1月以内（以下「受験期間」という。）に再試験受験申込書により行わせるものとする。
- (2) 再試験を受けないことについて、令第37条の4に規定するやむを得ない理由のある者については、受験期間から当該理由の存する期間を除いた期間が1月を超えることとなるまでの間に受験申請を行わせるものとする。
- (3) 前記(2)の者については、これを証明するため、旅券の写し、医師の診断書、在所証明書等の書類を添付させるものとする。

4 試験移送通知書の送付

- (1) 再試験を行おうとする場合において、基準該当初心運転者（法第100条の2第1項の基準該当初心運転者をいう。以下同じ。）がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかにその者の住所地を管轄する公安委員会に試験移送通知書（別記様式第32号）を送付するものとする。
- (2) 試験移送通知書の再試験をしようとする理由欄の記載要領は、前記2-(3)の

規定の例による。

- (3) 試験移送通知書は、原則として書留郵便により送付するものとする。
- (4) 試験移送通知書を送付する時点において、既に基準該当初心運転者に対し再試験の通知を行っているときは、試験移送通知書の備考欄に配達証明受領日を記載するものとする。
- (5) 試験移送通知書を送付したときは、試験移送通知簿（別記様式第33号）に記載して整理しておくものとする。

5 試験移送通知書の受理

基準該当初心運転者が、その住所を宮城県公安委員会の管轄区域内に変更したことにより、他の公安委員会から試験移送通知書の送付を受けた場合は、移送通知受理簿（別記様式第34号）に記載して整理しておくものとする。

6 再試験に係る免許の取消し

- (1) 再試験の結果、再試験を受けた者が当該免許の自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有しないと認めるとき、又は再試験の通知を受けた者若しくは前記5の試験移送通知書に係る基準該当初心運転者が受験期間内に再試験を受けないと認めるときは、その者の当該免許を取り消すものとする。
- (2) 再試験に不合格であることを理由に免許の取消しを決定した場合及び法第104条の2の2第6項において準用する法第104条第1項の規定による公開による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行った結果、再試験を受けないことについてやむを得ない理由がないものと認定し、免許の取消しを決定した場合は、規則第30条の4に規定する運転免許取消処分書により処分を執行し、当該取消しに係る運転免許証を返納させ、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者にあつては免許情報の抹消を行うものとする。

なお、併記免許を有する者については、免許年月日欄に取消しに係る免許以外の免許の年月日を記載し、有効期間については返納に係る運転免許証の有効期限と同一のものとした運転免許証又は抹消に係る免許情報記録のそれと同一のものとして、運転免許証を有する者にあつては新たに運転免許証を作成してこれを交付し、マイナ免許証を有する者にあつては免許情報記録の書き換えを行うものとする。この場合において、手数料は徴収しないものとする。

- (3) 規則第18条の3に規定する運転免許取消処分通知書の理由欄の記載要領は、次の表によるものとする。

（再試験の学科試験が不合格の場合）	
理 由	再試験に係る〇〇免許の学科試験の成績が合格基準に達しなかったため。
（再試験の学科試験に合格したが、技能試験が不合格の場合）	
理 由	再試験に係る〇〇免許の学科試験に合格したが、技能試験の合格基準に達しなかったため。
注 〇〇には、普通、原付等の該当する免許の種類を記載する。	

- (4) 再試験の不合格により準中型免許若しくは普通免許に関し取消しを受けた者

又は再試験を受けずに準中型免許若しくは普通免許の更新手続きをしなかった者には、申請に基づき準中型自動車又は普通自動車の仮免許証を交付する。ただし、申請することができる期間は、再試験により取消しを受けた者はその取消しの日から6月以内と、運転免許証等の更新をしなかった者は当該運転免許証等の失効した日から6月以内とする。

- (5) 前記(4)の準中型自動車又は普通自動車の仮免許証の申請は、各免許センター及び気仙沼警察署で、月曜日から金曜日までの午後2時から午後2時30分までの間に受付するものとする。
- (6) 運転免許課長は、再試験の通知を受けた者が、やむを得ない理由がなく再試験を受けないときは意見の聴取対象者として、再試験に係る行政処分処理票（甲）（別記様式第35号）を作成するものとする。

7 意見の聴取

- (1) 再試験の通知を受けた者又は処分移送に係る基準該当初心運転者が、受験期間内に再試験を受けないと認めて、その者の当該免許を取り消そうとするときは、意見の聴取を行うものとする。
- (2) 意見の聴取の通知は、意見の聴取通知書（別記様式第36号）により行うものとする。
- (3) 意見の聴取通知書の処分をしようとする理由欄の記載は、それぞれ次の表によるものとする。

（令第36条に規定する基準による場合）	
処分をしようとする理由	道路交通法施行令第36条の規定（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しなかったことにより再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため。
（令第37条の3に規定する基準による場合）	
処分をしようとする理由	道路交通法施行令第37条の3の規定（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため。

- (4) 意見の聴取の手続の開始の時期は、再試験の通知等を直接交付した場合は交付した翌日から1月を、配達証明郵便により交付した場合は当該再試験通知書に係る郵便物等配達証明書の配達日の翌日から1月を経過した時点とする。

8 処分通知

- (1) 再試験に係る免許の取消しを受けた者が当該免許を取り消された時におけるその者の住所が他の公安委員会の管轄区域にあるときは、速やかに当該免許の取消しをした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。
- (2) 処分の通知は、処分通知書（別記様式第37号）を送付して行うものとする。
- (3) 処分の移送、意見の聴取、処分通知等の経過は、再試験に係る行政処分処理票（乙）（別記様式第38号）により明らかにしておくものとする。

第11 限定解除審査等

1 限定解除審査

- (1) 法第91条の規定による限定解除審査のうち、試験車両を使用して審査を行うものに関する事務は、全て県免許センターで取り扱うものとする。
- (2) 限定解除審査は、前記第8の規定に準じて行い、採点は（限定解除）技能試験成績表（別記様式第39号）に記入して行うものとする。
- (3) 限定解除審査の合格者の決定後は、当該合格者から運転免許証等の提示を受け、限定解除審査合格台帳（別記様式第40号）に登載し整理するものとする。

2 緊急自動車運転資格審査

緊急自動車運転資格に係る審査の事務は、次により行うものとする。

- (1) 規則第15条の2の規定による緊急自動車の運転に関する資格審査（以下「資格審査」という。）に関する事務は、全て県免許センターで行うものとする。
- (2) 資格審査は、法第85条第6項から第8項までに規定する年齢又は免許を受けていた期間に達しない者で緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものを対象とするものとする。

3 適格審査

- (1) 適格審査（以下「審査」という。）は、大型自動二輪車免許の技能試験における安全の確保を図るために行うものとする。
- (2) 審査は、免許申請の受理前に事前に走行させるなどの方法で行い、大型自動二輪車の適格性を有すると認められる者に対しては、受験票に「適格審査済」のスタンプ印（朱色）を表示して交付するものとする。
- (3) 審査の結果については、大型自動二輪車「事前の指導確認及び走行確認」の実施結果について（報告）（別記様式第41号）により運転免許課長に報告するものとする。
- (4) 審査の有効期間は、当該審査を受けた日から1年間とする。

第12 不正受験等の取扱い

1 不正受験の取扱い

- (1) 試験官は、法第97条の3第1項の不正の手段により受験した者（以下「不正受験者」という。）を認知したときは、速やかにその者の試験を中止して、運転免許課長の指揮を受けるものとする。
- (2) 前記(1)に規定する事案処理の指揮を受けた者は、不正受験者から弁明を聴き、弁明録取書（別記様式第42号）を作成するとともに、必要な調査を行い、不正受験処分伺い（別記様式第43号）に事案の内容、合格の取消し、受験停止等の意見を付して運転免許課長に報告するものとする。

(3) 処分の執行

ア 運転免許課長は、前記(2)の規定による報告を受けたときは、運転免許試験合格決定取消・受験停止処分上申書（別記様式第44号）に関係書類、証拠品等を添えて、宮城県公安委員会に上申するものとする。

イ 不正受験者に対する受験停止期間の量定は、受験停止期間の量定基準（別表第3）によるものとする。

ウ 運転免許課長は、受験停止期間又は合格決定の取消しが決定したときは、次により不正受験者に対し県規則第32条の運転免許試験合格の取消通知書

(ア)及び(イ)において「通知書」という。)を交付して合格の取消しの執行を行うものとする。

(ア) 不正受験者が運転免許証等の交付を受けている者であるときは、通知書を交付し、当該不正受験者に請書(別記様式第45号)及び当該運転免許証を提出させ、マイナ免許証については、当該免許情報記録の抹消を行うものとする。

(イ) 不正受験者が運転免許証等の交付を受けていない者であるときは、通知書を交付し、当該不正受験者に請書を提出させるものとする。

エ 運転免許課長は、処分事由、執行年月日等を不正受験取扱台帳(別記様式第46号)に記載し、整理しておくものとする。

(4) 運転免許課長による処分措置

ア 試験官は、不正受験者による不正行為を認めたときは、警告及び制止を行うとともに、当該不正受験者を試験会場から排除し、その状況等を速やかに運転免許課長に報告しなければならない。

イ 運転免許課長は、試験会場から排除された不正受験者の不正行為の内容を精査し、受験停止の必要がないと判断した場合は、その状況を明らかにしておかなければならない。

2 無資格受験者に対する措置

運転免許課長は、試験の合格発表後において法第88条及び第96条から第96条の3までに規定する受験資格を欠く者であることが判明したときは、運転免許試験合格無効宣言(別記様式第47号)により運転免許試験合格無効の宣言を行うものとする。この場合において、その者に対しては、運転免許試験合格無効宣言通知書(別記様式第48号)を交付するものとする。

3 棄権の取扱い

受験者が次のいずれかに該当するときは、受験の機会を棄権したものとみなして処理することができる。

(1) 試験の開始時刻に試験会場又は指定された場所に集合しないとき。

(2) 試験の一部を拒否し、又は試験中に途中退場したとき。

(3) 試験当日の試験事務終了時まで、所定の手続を執らないとき。

第13 外国運転免許に係る試験の一部免除の事務の取扱い

外国運転免許に係る試験の一部免除の事務は、次により行うものとする。

1 確認の場所

宮城県内に住所地を有し、本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許(以下「外国運転免許証」という。)を有する者が、法第97条の2第3項及び令第34条の4の規定により第一種運転免許の試験の一部免除を受けようとするときの申請は、県免許センターにおいて取り扱うものとする。

2 申請書の受理

(1) 日本の免許に切り替えるための条件

ア 取得した外国運転免許証が有効であること。

イ 外国運転免許証を取得した日から通算して3月以上その国に滞在していた

ことを証明することができること。

(2) 申請書受理時に審査する書類等

ア 日本の運転免許証等又は住民票の写し

イ 旅券等の滞在期間を証明する書類

ウ 外国運転免許証

エ 外国運転免許証の翻訳文（在外日本公館の長、在本邦外国公館、一般社団法人日本自動車連盟等において作成されたものをいう。）

オ その他必要により外国運転免許証を所持していたことを証明する書類等

(3) 申請書受理時の留意事項

ア 受験資格の確認

申請者の受験資格等については、前記(2)の書類及び口頭による確認により、免許を取得することができる年齢に達している者か、免許の欠格期間中の者でないか、二重に免許を受けようとする者でないか、及び大型免許、中型免許又はけん引免許の試験を受けようとする者が普通免許等を受けている者かを確認し、外国運転免許証の一部試験免除申請調査表（別記様式第49号）に記載するものとする。

イ 外国運転免許証の点検

提示された外国運転免許証の様式、偽造又は変造の有無、有効期間が満了していないか等の点検を確実に行うものとする。

3 自動車等の運転に支障がないことの確認

(1) 自動車等の運転に関する経歴に関する質問

申請者に対し本邦の免許を受けていたことがあるか等その者の自動車等の運転に関する質問を行うものとする。

(2) 自動車等の運転について必要な知識に関する質問

ア 前記(1)の質問を終了した者に対し法令で定める道路の交通の方法その他自動車等の運転について必要な知識に関する質問を行うものとする。

イ 前記アの質問は、日本語又は外国語による質問文を付した自動車等の運転について必要な知識に関する絵図面等による10問で行うものとする。

(3) 自動車等の運転に関する実技

ア 前記(2)の質問について、正解が10問中7問以上であった者に対し自動車等の運転に関する実技を行うものとする。

イ 実技については、技能試験官が試験コース内において確認するものとし、確認結果は実技成績表（外免切替え）（別記様式第50号）に記載するものとする。

(4) 確認日の指定

運転免許課長は、当日に自動車等の運転に支障がないことの確認が困難である場合は、確認日を指定して行うことができる。

4 確認合格者に対する処理

(1) 前記3-(3)-イの規定による確認により合格した者については、外国運転免許証一部試験免除報告書（別記様式第51号）を作成して運転免許課長に報告す

るものとする。

- (2) 申請者が有する外国運転免許証の条件の有無にかかわらず、適性試験の結果、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認められるときは、必要な限度において、運転することができる自動車等の種類を限定し、その他必要な条件を付すものとする。

5 試験の一部免除台帳の作成

外国運転免許証による試験の一部免除の免許申請を取り扱ったときは、外国運転免許証による試験の一部免除台帳（別記様式第52号）に記載して整理するものとする。

6 不正に取得された外国運転免許証に関する通報

外国運転免許証が不正に取得されたものであることなどを理由に、試験の一部免除をしなかったときは、不正外国運転免許証等通報書（別記様式第53号）により、当該外国運転免許証に係る事項、当該申請者及び試験の一部免除を行わなかった理由を警察庁及び関係都道府県警察へ速やかに通報するものとする。

第14 運転免許課員の応援派遣要請

気仙沼警察署長は、重大事件・事故の発生等で警察署員が試験を行うことが困難であると認めたときは、運転免許課長に運転免許課員の派遣を要請することができる。

第15 試験結果の情報提供

学科試験及び技能試験の結果の情報提供については、「開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報の事務取扱要領の制定について（通達）」（令和5年3月24日付け宮本総第351号）の規定に基づき行うものとする。

なお、当該情報提供の受付時間及び方法は、次のとおりとする。

1 受付時間

合格発表した時から午後4時30分までの間とする。

2 情報提供の方法

受験票がある場合は受験番号の右側の備考欄に、受験票がない場合はメモ用紙に得点を記載し交付する方法によるものとし、電話、電子メール等による受付は行わないものとする。